

第16期 第18回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成31年 1月29日(火) 午後1時30分～午後3時18分

2 場所： 豊見城市役所 2階第1会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員
(※推進委員は出席委員数にカウントしない)

東部地区		
西部地区	高安 昌俊	

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：仲宗根 翔

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 當間 康由 ・ 當銘 博

7 現場調査日時： 平成31年 1月29日(火) 午後1時33分～午後2時37分

8 現場調査数: 5 件

9 付議すべき案件

報告第 109 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 110 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 111 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 112 号	現況証明願について
報告第 113 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第 114 号	農地法第18条第6号の規定による通知について
報告第 115 号	農作業料金・農業労賃に関する調査について
議案第 56 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 57 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 58 号	豊見城市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置規程の一部改正について
協議第 24 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について
報告第 116 号	農地の競売に係る最高価買受申出人の農地法第3条第1項に基づく許可について

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第18回の総会を開催いたします。

(午後1時30分) 開会

会長

本日の議事日程は、皆さんのお手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中8名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立します。

次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第8番委員の當間康由委員と第2番委員の當銘博委員のお二人、会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び仲宗根主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に第8番委員の當間委員と第2番委員の當銘委員、そして会議書記に大城事務局長及び仲宗根主査を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

本日提案された議案等については、現場調査5件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時33分

再開 午後2時37分

会長

再開します。

これより報告案件に入ります。初めに報告第109号について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第109号「農地転用後の利用状況の報告について」

5 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 109 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特にないようですので、進行していきます。

では、次に報告第 110 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 110 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」

3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

では報告第 110 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 111 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 6 ページをお開きください。

報告第 111 号「転用許可に係る工事の完了報告について」

7 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

では報告第 111 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に報告第 112 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 112 号「現況証明願について」
6 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長
報告第 112 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長
では、次に報告第 113 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 113 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」
1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長
ただいまの報告第 113 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑ないようですので、進行します。
では、次に報告第 114 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
それでは議案書の 13 ページをお開きください。
報告第 114 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
3 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので報告いたします。
以上です。

会長
次に報告第 115 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
それでは議案書の 14 ページをお開きください。
報告第 115 号「農作業料金・農業労賃に関する調査」について、沖縄県農業会

議より調査依頼がありました。15 ページから 17 ページの調査票のとおり回答いたしましたので、報告いたします。

以上です。

会長

ありがとうございます。

ただいまの報告第 115 号について、質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(6 番委員挙手)

会長

はい、6 番委員、どうぞ。

6 番委員

この調査の方法は、どんな形で調査をしたのですか。

事務局

前年度の数值に、沖縄県から出されているデータをもとに、その中に軽作業だと時給が幾らですという、そういう票にまとめられているのが沖縄県からつくられます。例えば、15 ページの真ん中あたりの表の一番左上、7,877 という数字というのは、この軽作業員の時給をもとに前年度の軽作業の自給と今年度の自給のパーセンテージを調べまして、その差をですね。今回この調査票に落としている数字は、去年度の数字に、先ほど算出したパーセンテージを掛けて出した数が、今年度の調査票に載ったというところです。

違うところと言えば、15 ページで言えば票の下から 2 番目ですか、最初 6,600 という数字が入っている表ですけども、この公的勤務というのは役所の臨時職員の時給掛ける 8 時間というのをやっていたり、その表の一番右 5,140 円、これは市のシルバー人材センターに問い合わせ、作業の基準となる日給というのを問い合わせた結果でまとめてあります。主には、その 3 つで構成されています。

6 番委員

この調査の目的は何ですか。

事務局

目的は、これは毎年あることなのですけども、一応各市町村ごとの農作業料金と労賃、これを農業会議のほうでまとめて、最終的には冊子にして発行しています。

6 番委員

つまり豊見城市の農家にアルバイトか何か、繁忙期に手伝いに行ったときの、そのときの大体の日当はこれぐらいですよという目安になるのですか。

事務局 目安になります。

6 番委員 これは一番下のほうに今先ほど説明がありましたよね。シルバーが 5,140 円、農作業は 7,800 円、1 日日当をもらうということなのか、平均するとそういうことになるのか。下のほうには建設業で 7,800 円ぐらい、農家の皆さんは 7,800 円ぐらいもらっているということになるわけですか。

事務局 いえいえ。ここにあるように、ほかの種目、公的勤務、建設業、製造業、あとこれが…。卸しですか。小売業、あとサービス業、あとシルバーとありますけれども。

6 番委員 では、農業は？

事務局 農業はその上の…。

6 番委員 だから上のほうの 7,800 円。

事務局 はい、になりますね。

事務局 ほかの職種と比べてどうなのかとかですね。ほかの市町村と比べてどうなのか、そういうのがわかるようになっていきます。

6 番委員 ではそんなに悪くはないということだな。

2 番委員 そもそも時給って、これはどれぐらいで計算しているのか。最低賃金…。

事務局 先ほど言った県の今年度の数字というのは、軽作業員は去年より 1.3%ほど高くなっていたので、この 7,877 円というのも去年の調査票の数字に 1.3%を掛けているような。

6 番委員 実際農家の皆さんからアンケートでやっているということではないわけですね。

事務局 ではないですね。

事務局 机上の計算です。実質とは、多分ちょっと違う部分はあるかもしれないです。

会長 休憩します。

休憩 午後 2 時 47 分
再開 午後 2 時 49 分

会長 再開します。
ほかにご意見、ご質疑はないでしょうか。進行してもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 もう一つ追加で報告。では報告第 116 号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 では別紙でお配りした資料をご覧ください。
報告第 116 号「農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願」について説明します。
去る 11 月、12 月の第 16 回、第 17 回総会にて審議された字与根西原 23 番 3 の競売物件について買受適格証明が交付された件について、資料のとおり最高価買受申し出人より、農地法第 3 条の規定による許可申請がありました。買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないことを確認の上受理し、許可書を交付しましたので、報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 116 号について、質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特にないようですので、進行してもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に議案案件に入ります。
議案第 56 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 56 号について説明いたします。
議案書の 19 ページをお開きください。

議案第 56 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、1 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、21 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字与根西原 34 番 1、34 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。

以上です。

事務局

事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

議案第 56 号について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 56 号については許可することに決定しま

す。
では、次に議案第 57 号について審議をします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 23 ページをお開きください。

議案第 57 号「農地法第 5 条第 1 項による許可申請について」

5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それ

では申請案件について、ご説明します。
まず整理番号 1 番につきまして、29 ページをお開きください。申請のあった土地は、嘉数前原 551 番 3、転用目的は太陽光発電設備。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、35 ページをお開きください。申請のあった土地は、根差部東原 7 番、転用目的は同じく太陽光発電設備。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、41 ページをお開きください。申請のあった土地は、饒波東原 391 番 1、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、48 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西原 47 番 23、47 番 24、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、54 ページをお開きください。申請のあった土地は、名嘉地田原 276 番 1、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。議案第 57 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 57 号は 1 件ずつ審議をします。まずは整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ってもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これも質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達

することに決定します。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して
お願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許
可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達
することに決定いたします。

では、次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙
手して質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。これより採決に入ります。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許
可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達
することに決定します。

次に整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して
お願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいですか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許
可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達

することに決定します。

では、次に議案第 58 号について、事務局の説明をお願いいたします。

休憩します。

休憩 午後 3 時 01 分

再開 午後 3 時 02 分

会長

再開します。

事務局

それでは議案書の 55 ページから 64 ページまでを参照しながら、説明をいたします。

議案第 58 号「豊見城市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置規程の一部改正について」説明いたします。

見出しの件につきまして、平成 14 年 9 月 5 日策定からの経年に伴いまして、その記載事項に現状と合致しない箇所が生じておりますので、適正な内容に改正する必要があることから、委員会の意見を求めるものでございます。

議案書の 56 ページをお開きください。こちらにございますように、改正前の豊見城市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置規程の第 3 条第 2 項、こちらのあっせん基準作成協議会の委員、これにつきまして左側の改正後の（組織）第 3 条第 2 項、ここに掲げる 6 名に委員を変更したいという内容でございます。休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 04 分

再開 午後 3 時 06 分

会長

再開します。

事務局

議案書の 56 ページにあるような内容に改正をしたいというものでございます。以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(6 番委員挙手)

- 会長 はい、6 番委員。
- 6 番委員 これは2月1日から施行するとなっておりますけれども、この見直しの作業のスケジュール的なものはどうなっているのか。いつまでに改正する予定か。
- 事務局 お答えします。一応平成 30 年度内には、この協議会の設置規程をまず改正しまして、あと最終的には豊見城市農地の適正化あっせん基準、これも年度内までには改正をしたいと考えております。
- 6 番委員 年度内でやると？ はい、わかりました。
- 会長 ほかにいらっしゃいませんか。
では、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。
- (はいの声あり)
- 会長 議案第 58 号について、事務局の提案のとおり規程を一部改正することに、ご異議ございませんでしょうか。
- (異議なし)
- 会長 異議なしとのことですので、議案第 58 号については事務局提案のとおり規程を一部改正することに決定します。
次に協議第 24 号について協議します。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 ちょっと休憩をお願いします。
- 会長 休憩します。
- 休憩 午後 3 時 09 分
再開 午後 3 時 10 分
- 会長 再開します。

事務局 ちよつと休憩してください。

休憩 午後 3 時 10 分
再開 午後 3 時 11 分

会長 再開します。
どうぞ。

農林水産課 こんにちは。今回、基盤法に基づく利用権の設定は 1 件でございます。
説明したいと思います。67 ページをお願いします。
貸し手及び借り手はご覧のとおりとなっております。利用権を設定する農地の
地番は伊良波 633 番 2 で、面積は 1,001 m²、設定する利用権は賃貸借権で、存
続期間は公告日から 5 年、借地については年額 1 万 5,140 円を毎年 3 月末日ま
でに現金払いすることとなっております。以上です。

会長 農林水産課の説明が終わりました。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙
手してから質疑をお願いいたします。

(8 番委員挙手)

会長 はい、8 番委員。

8 番委員 ●●●さんは、ほかにも畑をやっているのですか。もうここだけ、ここから？

農林水産課 はい。

8 番委員 今から始める人にもこういうのはできるんだ？

農林水産課 作目がサトウキビということもあって、また年間の従事日数も 150 日、週休日
及び有給休暇等を活用して確保できると。そして職員の農業従事についても、
特に問題ないと回答をいただいていますので。また、本人も農業振興のために
頑張っていきたいという意向があるものですから、今回申請をさせていただきました。

8 番委員 始めたいと言ったら、こういう坪数からでもオーケーということですか。

事務局 ちよつと休憩お願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 13 分

再開 午後 3 時 17 分

会長 再開します。

いろいろとご意見も質疑もあったようですけれども、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、協議第 24 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、協議第 24 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

では、以上をもちまして本日提案の議事日程を全て終了いたします。委員の皆さんには、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見等ご審議をいただきましてありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

平成 31 年 1 月 29 日 (火)

午後 3 時 18 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子 

2番委員

當 銘 博 

8番委員

當 間 康 由 